

## 六戸町農業委員会 12月定例総会議事録

開催年月日	平成24年12月17日 (月) 午後 4 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄	7番 山本英雄
	8番 木村喜和	9番 久田伸一	10番 四木俊一
	11番 新山秀男	13番 小林勲	14番 高舘孝
	15番 金淵盛一		
欠席委員	12番 岡田寛視		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 5番 小泉兼雄 委員・ 6番 三浦英雄 委員		

議 案	
町 報告第 1 5 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 1 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 1 7 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 1 8 号	農地等の現況についての照会について
議案第 1 6 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 1 7 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局	定刻になりましたのでこれより、12月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。
	会 長	それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。
	事務局	金淵会長挨拶（省略）
	事務局長	業務報告について局長よりお願いします。
	事務局	資料に基づき業務報告を行う。
2. 開会宣言	事務局	六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。
3. 議事録署名委員の指名	議 長	それでは、ただ今より12月総会を開会いたします。（16時分01分）本日の欠席委員12岡田寛視委員です。
4. 参与、書記の指名	議 長	議事録署名委員の指名については、5番小泉兼雄委員・6番三浦英雄委員を指名します。
5. 会議規則第11条の確認	議 長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。
	議 長	会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

報告第15号	議 長	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁により説明（省略）</p>
	議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	9番久田委員	<p>あっせん等の希望ありとはどういうことか。</p>
	事務局	<p>相続したが自分では耕作できないので、貸借や売買のあっせんを希望するということです。</p>
	議 長	<p>そのほかに質疑ありませんか ～なしの声あり～</p>
	議 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第15号を採決いたします。おはかりいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
報告第16号	議 長	<p>つづいて、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 それでは事務局の説明を求めます。</p>

報告第17号	事務局長	<p>報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものであります。</p> <p>町議案5頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより、報告第16号を採決いたします。</p> <p>おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて、報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」を議題いたします。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明致します。</p> <p>青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものであります。</p> <p>町議案7頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>

報告第18号	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第17号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第17号「農地の転用事実に関する照会について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
		<p>つづいて、報告第18号「農地等の現況についての照会について」を議題いたします。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第18号「農地等の現況についての照会について」ご説明致します。 青森地方裁判所八戸支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものであります。 町議案9頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第18号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第18号「農地等の現況についての照会について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>

議案第16号	議 長	つぎに、議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会可について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可にて」ご説明致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出だったので、審議をを求めるものであります。 町議案11頁～12頁により説明（省略）  以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全満たしていると思います。
	議 長	事務局からの説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をお願いしますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。
	代表 3番渡辺委員	私他2名で農地法第3条の申請に係る土地の現地調査を行いました、その土地についても適正に耕作されている土地であり周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れのある土地もありませんでした。 以上報告致します。
	議 長	事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。  ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第16号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか  ～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます。よって議案第16号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は、原案のとおり決することに決定しました

議案第17号	議 長	つぎに、議案第17号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第17号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法題13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 町議案14頁～15頁により説明（省略）
	議 長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。  ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第17号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか  ～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます。よって議案第17号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」は、原案のとおり決することに決定しました。  以上をもちまして本日の全案件の審議が終了しましたので12月総会を閉会します。  お疲れさまでした。